

第77回 静岡県固定資産評価審議会
議 事 録

静岡県経営管理部市町行財政課

第77回 静岡県固定資産評価審議会

- 1 日 時 令和3年3月1日（月） 13時30分から14時15分まで
- 2 会 場 Zoomを用いたWeb会議
静岡県庁東館6階選挙管理委員会室（静岡市葵区追手町9番6号）
- 3 出席者 会長 中村 京 （不動産鑑定士）
委員 天方 恵代 （税理士）
委員 渡辺 美代子 （宅地建物取引士）
委員 中尾 有希子 （一級建築士）
委員 山本 誓美 （司法書士）
委員 曾我 健 （静岡県農業協同組合中央会総務部長）
委員 深田 良宏 （静岡税務署長）
（代理）加藤 達也 （静岡税務署評価専門官）
委員 古関 美弘 （静岡地方法務局首席登記官）
委員 五島 孝 （静岡市財政局税務部長）
委員 村松 弘 （森町副町長）
委員 土村 暁文 （静岡県経営管理部理事）

事務局 有友 和浩 （静岡県経営管理部市町行財政課市町村税班長）
戸本 直希 （静岡県経営管理部市町行財政課主事）
- 4 議題（審議事項） 固定資産税に係る土地（田、畑、宅地、山林）の
令和3年度提示平均価額について
- 5 配付資料 別添「議案」、「議案説明資料」「参考資料」
- 6 議事の経過等
 - (1) 開 会
出席者の着席を確認した後、事務局の進行により審議会を開会。
 - (2) 定足数の確認
事務局から静岡県固定資産評価審議会運営規程第4条「委員の半数以上が出席」を満たしているため、審議会の成立を報告。
 - (3) 会議及び議事録の扱い
事務局から、静岡県固定資産評価審議会運営規程第5条の規定に基づき、会議を公開とすること並びに同規程第8条第4項の規定に基づき、議事録及び会議資料を公開とすることを報告。

(4) あいさつ（土村委員）

静岡県経営管理部理事の土村でございます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、当審議会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当審議会は、固定資産税における固定資産の評価の適正・均衡を確保するため、固定資産の評価に関する事項について、知事の諮問に応じて調査審議する機関であり、地方税法及び県の条例に基づいて設置されているものであります。

固定資産の評価につきましては、評価額が適正な価格であることはもとより、類似する固定資産において、あるいは近隣の市町村において価格の均衡が保たれていることが必要となりますことから、各市町村が価格を決定するに当たっては、総務大臣が告示する固定資産評価基準によらなければならないこととされており、固定資産評価基準の細目に関する事項は県知事が定めることとされております。

本日、令和3年度提示平均価額について御審議いただきますが、この提示平均価額は固定資産評価基準の細目に当たり、当審議会の意見を聞かなければならないとされております。

提示平均価額といいますのは、後ほど改めて事務局から御説明申し上げますが、簡単に申し上げますと、各市町の土地の単位面積当たりの平均額のことです。

この各市町の土地の平均額について、前年度からの増減や市町間の比較によりまして、各市町の評価の水準が適正か、市町間の評価の均衡が保たれているかを御審議いただくものであります。

当審議会における審議は、固定資産の評価の適正を期す上で、不可欠かつ重要な手続でございますので、委員の皆様におかれましては、それぞれ御専門のお立場から、厳正な御審議をいただきますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

(5) 議事録署名人の指名

静岡県固定資産評価審議会運営規程第8条第3項の規定に基づき、中村会長が天方委員を議事録署名人に指名。

(6) 議案審議

以下のとおり、議案「固定資産税に係る土地の令和3年度提示平均価額」について、事務局説明及び審議の結果、全会一致により原案どおり了承された。

ア 審議（中村会長）

本日の審議に入ります。

本日の審議事項は「固定資産税に係る土地の令和3年度提示平均価額について」になります。

最初に事務局から宅地の提示平均価額（案）についての説明をお願いします。

イ 事務局説明（有友）

事務局を務めます、市町行財政課の有友と申します。それでは私から本日の審議事項の内容をご説明いたします。よろしく願いいたします。本日の審議会の資料

ですが、お手元に、「次第」、「議案」、「議案説明資料」及び「参考資料」をお配りしております。

冒頭の土村理事のあいさつにもありましたとおり、本日の審議事項である提示平均価額は固定資産評価基準の細目に位置づけられており、知事がこの価格を算定するに当たっては都道府県固定資産評価審議会に意見を聞かなければならないとされていることから、知事から本審議会に諮問があり、委員の皆様にご審議をお願いする次第ですが、議案の説明に入る前に、提示平均価額について、説明を致します。

「議案説明資料」の1ページをご覧ください。

各市町では、毎年1月1日現在の状況で、すべての固定資産の評価を行い、この時点での評価の見込みに基づく土地及び家屋の単位面積当たりの平均価額が、提示平均価額となります。

「1 提示平均価額」の(2)の記載のとおり、提示平均価額は、各市町に所在する土地及び家屋の単位面積当たりの平均価額として示されるものであるため、実際の評価額の平均価額と同程度の額となることにより、市町の評価の水準を示すものであり、また、市町間の評価の均衡を図る役割を持つものです。

次に、「2 対象となる固定資産」に記載しましたとおり、対象となる固定資産は、土地にあっては、宅地等介在農地や市街化区域農地を除く田・畑、農業用施設用地に供する宅地を除く宅地、宅地等介在山林を除く山林であり、家屋にあっては、木造及び非木造の家屋です。

なお、家屋に係る提示平均価額については、平成23年度分までは、土地に係る提示平均価額とともに本審議会において御審議をいただいておりますが、家屋に係る「評点一点当たりの価額」の決定方法については、固定資産評価基準において、下段のコメ印に記載しましたとおり、簡易な方法がとられております。

固定資産評価基準において、この決定方法が適用される間は家屋に係る提示平均価額の算定に係る事務を停止するとされており、この措置が令和3年度固定資産評価基準において、令和5年度まで延長されたため、提示平均価額の算定が行われないこととなります。

続きまして、2ページをお開きください。

「3 提示平均価額の算定方法」についてです。

土地の提示平均価額は、枠で囲んであります計算式、「総評価見込額÷総地積」により、市町村ごと、地目別に算定されます。

総務大臣が指定する市町村の提示平均価額については総務大臣が算定し、指定市町村以外の市町村の提示平均価額については、知事が、総務大臣が算定した指定市町村の提示平均価額を参考として算定することとされています。

総務大臣が提示平均価額を算定する指定市町村については、二つ目のコメ印になりますが、本県では、土地にあっては、田が袋井市、畑が掛川市、山林が浜松市、宅地が県庁所在地の静岡市、家屋にあっては県庁所在地の静岡市とされています。

令和3年度分の総評価見込額及び総地積の具体的な算定については、真ん中少し下あたりに記載しましたとおり、「総評価見込額」は「 $A \pm B - C$ 」、「総地積」は「 $A \pm B$ 」の算定式により算定されます。

Aである令和2年1月1日現在における土地の現況に基づく地目ごとの評価額・地積に、Bである令和2年1月2日から令和3年1月1日までの間の「地目の変換」

などに伴う評価額・地積の増減を反映させます。

さらに、宅地の総評価見込額にあつては、地価の下落傾向を踏まえ、据置年度であっても、地価が下落し、かつ、市町村長が固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合には、基準年度の評価額に修正を加えることができるとされており、これがCになり、令和2年7月1日時点における地価の下落による時点修正に伴う評価額の引下げ分を反映させ、算定されることとなっております。

この算定式により各市町が算定した総評価見込額及び総地積のデータは、総務省からの依頼に基づき県に提出され、そのデータを基に提示平均価額（案）を算定し、本審議会にお諮りしているところです。

続きまして、3ページをお開きください。

宅地の評価と提示平均価額の関係について説明します。

昨年11月30日に開催しました第76回固定資産評価審議会におきまして、令和3年度固定資産評価替えに係る各市町の基準宅地の価格につきまして御審議をいただいたところであります。

各市町では、この基準宅地の価格との均衡を図りながら、各標準宅地の評価額を決定し、その1㎡当たりの価格がその宅地の接している路線価となります。

路線価が決まりますと、その価格を基礎としまして、個々の土地の価格を算定することとなりますが、その際には、土地ごとに形状等に差異がありますことから、補正計算をした上で、個々の土地の1㎡当たりの価格を算定し、1㎡当たりの価格に地積を乗じ、個々の土地の価格を算定し、すべての土地の価格の合計額が総評価見込額となります。

こうして各市町が算定した総評価見込額及び総地積のデータにつきましては、総務省からの依頼に基づき県に提出され、そのデータを基に提示平均価額（案）を算定し、本審議会にお諮りしているところであります。

それでは、固定資産税に係る土地の令和3年度提示平均価額（案）について説明します。

先ほど、御説明しましたとおり、提示平均価額の算定にあたりましては、総務大臣が算定しました指定市町村の提示平均価額を参考にいたしますので、先に指定市町村の提示平均価額について御説明いたします。

参考資料の1ページをお開きください。

指定市町村の令和3年度分の提示平均価額については、令和3年2月9日付けで総務大臣から通知があり、併せて国の地方財政審議会固定資産評価分科会における報告資料の提供がございました。

1枚めくっていただき、2ページをご覧ください。本県の指定市町村の提示平均価額は、記載されておりますとおり、線が引いてある部分になりますが、静岡市の宅地が1㎡当り58,863円、袋井市の田が1,000㎡当り107,781円、掛川市の畑が1,000㎡当り69,986円、浜松市の山林が1,000㎡当り18,810円、とされたところであります。

3ページから6ページは地方財政審議会固定資産評価分科会における報告資料となり、地目別の全国の指定市町村における令和3年度提示平均価額と平成30年度平均価額との対比を示す表で、本県の指定市町村の箇所を下線を引いてあります。

知事は、この総務大臣による指定市町村の提示平均価額の算定結果を参考として、指定市町村以外の市町村の提示平均価額を算定することとなります。

令和3年度提示平均価額（案）は「議案」の1ページ目に宅地と田を、2ページ目に畑と山林を記載しております。なお、説明にあたっては、平成30年度平均価額と比較をしながら見ていただいた方が分かりやすいと思いますので、「議案説明資料」4ページ以降の資料により説明をさせていただきます。

それでは、「議案説明資料」の4ページをお開きください。

宅地の提示平均価額（案）について説明します。

表の左側に令和3年1月1日の総評価見込額、総地積及び提示平均価額（案）を表記しています。

また、右側の平成30年度（評価実績）は、平成30年1月1日を賦課期日とする平成30年度の評価実績額、総地積及び平均価額を表記しています。

宅地の評価については、平成6年度から、国土交通省が実施する地価公示の7割を目途にすることとされており、農地等の評価と比較して、より取引価格に近いものとなっています。

このため、提示平均価額（案）については、県平均が1㎡当たり30,073円であるのに対し、最高額が30番の清水町の61,565円、最低額が34番の川根本町の4,636円と開きがあります。

表の右側の対比の欄を御覧ください。

平均価額では、上から3つ目になりますが、県平均では2.6%の下落となっています。この平均は、各市町の総評価見込額と総地積をそれぞれ合計し計算した加重平均によるものです。参考までに、市町の単純平均で計算したものを、表の右下に記載していますが、市町単純平均では4.1%の下落となります。

市町別では、2番の浜松市、31番の長泉町において上昇、残る33市町では下落となっています。

長泉町におきましては、従来から土地需要が高いことに加え、池田柵線が県道394号線まで開通し利便性が良くなったことが、上昇の要因であるとのことです。

一方、下落となっております33市町のうち、27番の松崎町におきまして11.2%の下落と、市町の中で最も下落率が大きくなっております。

松崎町におきましては、過疎化や高齢化に起因する土地需要の低下が、下落率が大きい理由であるとのことです。

5ページをお開きください。

宅地の提示平均価額（案）を価格帯別に色分けを致しまして、その分布状況を図示したものです。

以前からの傾向であります。提示平均価額（案）が高くなっている市町としましては、東部地区の赤の清水町、黄色の長泉町及び三島市については、首都圏方面への通勤圏に入っていることなどから土地需要が高い地域であり、平均価額が高くなっているものと考えられます。

また、中部地区の黄色の静岡市については、平均価額が高い高度商業地を有していることから平均価額が高くなっています。

続いて、6ページをお開きください。

宅地の提示平均価額（案）を下落率別に色分けし、その分布状況を図示したものです。

伊豆周辺をはじめ、津波被害が懸念される沿岸部に面した市町や、過疎化、高齢

化が進行している市町の下落率が比較的大きい状況が続いております。

宅地の提示平均価額（案）に係る説明は以上となります。

御審議をよろしくお願いたします。

ウ 補足説明（中村会長）

ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの宅地の提示平均価額（案）の説明の参考としまして、不動産鑑定士の立場から県内の宅地の地価動向について、説明させていただきます。

本日は、前回第76回静岡県固定資産評価審議会以降の動きについてコメントさせていただきます。一元としてとらえられている公的評価は、令和3年1月1日を基準日とする価格として地価公示、相続税財産評価については、年末までの要因をもとに評価作業は既に完了いたしました。県内の宅地の価格水準についてはバランスを崩すような特筆すべき要因は見当たりませんが、ここには令和3年になってからの新型コロナウイルス感染症再度の緊急事態宣言による経済の混迷までは反映されておられません。評価作業の過程では、県東部のこれまで需要の弱かった別荘地にも値ごろ感からか、首都圏からの需要がみられましたが、価格を押し上げるまでには至りませんでした。また近年明るい兆しも見えた熱海市、三島、長泉町などの価格動向もやや様子見の基調となっています。不動産鑑定士の立場からは、今後の宅地の地価動向を予測することは難しいですが、商業地においては各業種の収益の回復具合、住宅地においては在宅時間が長くなり変容した生活様式が需要に与える影響を注視していく必要があると思われま。

多少理屈っぽくなりますが、鑑定評価上は、土地を含む不動産の価格は社会経済状況が反映されて決定されることから、いわゆる「一般的要因の分析」の中で、まず日本全体の経済の動き、そしてその影響下にある静岡県の経済の動きをまず概観することになります。昨年来は新型コロナウイルス感染症拡大が全国および県内の宅地の地価に影響を与える大きな要因となっています。

そこで、まず日本経済全体の動きについて概観しますと、

新型コロナウイルスの第3波が拡大するなか、1月8日に緊急事態宣言が再発令され、回復途上にあった経済活動が再び停滞することは避けられません。不動産市場への悪影響も強まることが懸念されています。地価は、商業地を中心に下落しています。インバウンド需要の恩恵を受けてこれまで上昇してきたエリアの地価が大幅下落に転じる一方、住宅地では需給バランスに大きな変化は見られず、地価動向はエリア毎にまだら模様となっております。コロナ禍においても住宅取得のニーズは高く、ニュースなどにも報道されるようにマンション価格は堅調を維持しております。

次に静岡県の状況について、日本銀行静岡支店2021年1月22日付けのレポート「静岡県金融経済トピックス新型コロナウイルス感染症流行下における静岡県経済」では各種客観的データから県内経済動向の分析を試みています。

簡単ではありますが、ご紹介させていただきます。

まず「2020年度入り後の静岡県経済をみると、新型コロナウイルス感染症の影響から、2020年春に大幅な落ち込みを記録した後、2020年夏以降は経済活動が徐々に

再開するもとで持ち直し基調を辿っている。」とした後で、「もっとも、生活様式や消費活動の変化を受けて、業種・品目毎に持ち直しペースにバラツキが見られる。また、足元では消費活動の変化を受けて、宿泊・飲食などをはじめとした各種サービス消費では低迷が続いているほか、雇用所得環境の悪化もみられている。」としています。以上は、静岡県経済においても新型コロナウイルス感染症の再拡大による緊急事態宣言の再発動による先行き不透明な状況となっていることを表しており、これは2021年以降の地価の動向を把握する上でも同様と思われます。以上ですが、私からの説明とさせていただきます。

エ 審議（中村会長）

続きまして、渡辺委員に、県内の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた近年の不動産価格の動向や見通し等について教えていただければと思います。

オ 補足説明（渡辺委員）

不動産業者を代表致しまして参加させていただいております、浜松市南区で仕事をしております株式会社ワークスの渡辺でございます。不動産業界では、コロナ感染拡大以降、土地の価格は静岡県東・中・西部、全体を見ても下落傾向です。特に商業地は前年と比べても下がり幅が約1%~2%と感じております。

取引に関しては、秋以降は割と多かったと答えてくれた業者もありまして、秋以降は回復傾向にあったと考えています。取引が多くても、土地の価格については横ばいか少し低めにしないと売れていない傾向です。

静岡県だけではなく、テナントの空き・テレワークが進み事務所を閉める、営業所を閉める、賃貸物件などが深刻です。これが商業地の下落にもつながっている。また、飲食店など、家賃の問題をかかえている店が多いのと、所得が下がることでアパートの家賃の問題を抱える入居者が多いです。

東部については、取引は堅調だったが、価格は横ばい、特に新幹線沿いの三島駅までは、東京首都圏からのお客様が多く、テレワーク需要が多くなり、移住も含めた住宅・マンションの取引も割とあるようです。特に熱海市では、コロナの第1波以降、マンションの取引が堅調となり、価格も強気の取引が続いている状況と聞いております。

中部は、商業地が下落傾向。静岡市は東京圏でもあり駅に近いマンションは人気をなっている。

西部について、浜松市では取引は堅調だったとの声もあるが、特に土地価格が下がっているのは、浜松駅中心部、人手が減少していて、空のテナントが増えているためです。若干上がり気味は浜松市中央や和田のディーラー街やコストコのある商業地等は上がっても取引があるとのこと。浜松市は防潮堤が完成したが、南に関しては2年前から下がったままの横ばいだが、土地価格が下がった分、買える方も多少増え、ブラジル人からも引き合いがある。北部に関しては、浜北地区が人気だが、遠州鉄道沿い・染地台の土地取引が高いが、それ以外は低く格差が出ている状況にあるようです。

掛川市や中遠地域は、2019年の方が取引が多かったとのこと。

私、個人の感想ですが、令和3年度は、住宅ローンの審査が厳しくなってくると

思います。去年の収入が減っている実態もあり、また若いご夫婦はフルローンで借入をする方が多く、銀行の評価も気になるところです。住宅メーカーは、いろんなアイデアを出して販売しているようです。玄関を入ると、中には帰宅後すぐ手を洗えるように洗面台を置いたり、テレワークに対応したワークスペースを作ったり、宅配ボックスの設置などコロナ禍で住まいのニーズが変わりつつあるように感じます。

あと、私共宅建協会は毎年10月に土地の標準地調査を行っております。各市町村に分けて、ピンポイントで標準地を決めていて、その土地の大きさをだいたい150㎡で北面道路と見立てた土地の評価をしております。そして、11月には評価を反映させるようにしております。これは各不動産業者が査定をしやすいように、昭和60年位からポイントを絞って行っている作業となっております。私からの説明は以上となります。

カ 審議（中村会長）

ありがとうございました。それでは、以上の説明を踏まえまして、宅地の提示平均価額（案）について、御意見、御質問等がありましたらお願いします。

（意見・質問なし）

キ 審議（中村会長）

続きまして、事務局から田、畑、山林の提示平均価額（案）について、まとめて説明をお願いします。

ク 事務局説明（有友）

田、畑、山林の提示平均価額（案）について、まとめて説明をさせていただきます。

最初に、田の提示平均価額（案）について説明します。

議案説明資料の7ページをお開きください。

提示平均価額（案）は、県平均が1,000㎡当たり101,725円で、平成30年の101,734円とほぼ同額となっております。最高額は33番の吉田町の122,477円、最低額が14番の御殿場市の75,925円となっております。

なお、4番の熱海市には提示平均価額の算定の対象となる一般田がないため、非表示となっております。

表の右側の対比の欄を御覧ください。

地目の変換等により、若干増減している市町もありますが、大きな変動はありません。

以前からの傾向であります。東部地区は、「わさび田」の価格が高くなっている伊豆市と旧菰山町内で土地改良事業により整備された地域の価格が高くなっている伊豆の国市の平均価額が12万円台と高い水準となっております。

中部地区は、土地改良事業により整備が進んだ吉田町が12万円台と高い水準となっております。

西部地区は、全市町が9万円台から11万円台となっており、比較的均衡した状況

となっております。

続いて、畑の提示平均価額（案）について説明します。

8ページをご覧ください。

提示平均価額（案）は、県平均が1,000㎡当たり55,605円で、平成30年の55,596円とほぼ同額となっております。最高額は20番の御前崎市の80,594円、最低額が32番の小山町の27,357円となっております。

表の右側の対比の欄を御覧ください。

田と同様、地目の変換等により、若干増減している市町もありますが、大きな変動はありません。

以前からの傾向であります。東部地区は、清水町において、地形、土性、利用上の便が良好な畑が多く、また、特定の地域に集中しているため各畑の価格差もあまりないことから、7万円台と東部地区の他市町と比較して高い水準となっております。

中部地区は、吉田町において、収益性が低く評価額が低い畑は宅地化される傾向があり、収益性の高い畑が残っていくことで8万円台と中部地区の他市町と比較して高い水準となっております。

西部地区は、6万円から8万円台と比較的均衡した状況となっております。

最後に、山林の提示平均価額（案）について説明します。

9ページをお開きください。

提示平均価額（案）は、県平均が1,000㎡当たり16,542円で、平成30年の16,616円から0.4%の下落となっております。最高額は23番の牧之原市の28,800円、最低額が1番の静岡市の9,649円となっております。

表の右側の対比の欄を御覧ください。

浜松市を除き、田、畑と同様、平均価額は、地目の変換等により、若干増減している市町もありますが、大きな変動はありません。

浜松市につきましては、基準山林価格が下落したことに伴い、市内全ての山林価格が見直された結果、平成30年度から2.8%の下落となっております。

以前からの傾向であります。ほとんどの市町で15,000円程度から25,000円程度となっているところ、静岡市の提示平均価額が9千円台と低額となっております。この要因としましては、市北部の山間地にある山林が、搬出拠点から幹線道路までの距離や標高差があること及び集荷地までの距離が比較的遠いことが、平均価額を押し下げる要因となっているとのことです。

田、畑、山林の提示平均価額（案）に係る説明は以上となります。

御審議をよろしくお願いいたします。

ケ 審議（中村会長）

ありがとうございました。

それでは、先程ありました事務局からの宅地の説明と田、畑、山林の提示平均価額（案）の説明の参考としまして、五島委員に静岡市内の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた固定資産税の動向や見通し等について教えていただければと思います。

コ 審議（五島委員）

静岡市の税務部長の五島と申します。私からは、本市における近年の土地の価格、固定資産税の評価額の基となるものになりますが、その区画について、まず紹介させていただきます。静岡駅周辺の商業地とその近郊の住宅地域などで緩やかな上昇傾向で推移していましたが、令和2年7月1日時点の静岡県地価調査の結果によると、上昇傾向にあった地域においても僅かな下落に転じました。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の停滞などに起因しているものと考えています。

家屋は、過去5年間における住宅の新增築棟数は概ね横ばいで推移しております。静岡県が令和3年1月22日に公表した新設住宅着工統計によると、令和2年1月から11月までの新設住宅着工戸数は4,015戸で、前年の同期間と比べ約3.1%（120戸）の増加をしており、現時点では新型コロナウイルス感染症の影響は見られません。

また、償却資産は、新規設備投資が税収の増加につながる場所ですが、日本銀行静岡支店が公表している最近の静岡県金融経済の動向によると、設備投資の状況は、令和2年3月まで継続して増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、4月から投資計画の絞り込みや先送りの動きが拡がりまして、7月からは減少し、12月から下げ止まりつつあるとされております。

今後の土地の価格と家屋、償却資産の課税客体の動向については、新型コロナウイルス感染症の今後の状況にも因りますが、仮に現在の状況が長期化した場合には、地価は商業地を中心に下落傾向が継続し、下落幅も拡大すること、また、家屋の新築棟数や償却資産の新規設備投資は減少する可能性があることが予想され、今後の状況を注視していきたいと考えています。

カ 審議（中村会長）

五島委員、ありがとうございました。

それでは、以上の説明を踏まえまして、田、畑、山林の提示平均価額（案）について、御意見、御質問等がありましたらお願いします。

（意見・質問なし）

ありがとうございました。

それでは、県内市町による提示平均価額において、議案のとおりと致しますが、皆様いかがでしょうか。

（異議なし）

それでは、当審議会での審議結果としまして、議案のとおりといたします。委員の皆様におかれては、審議に御協力いただき、誠にありがとうございました。議事が終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

(7) 閉 会

事務局から、本日の審議結果を踏まえ、議案のとおり会長名で知事宛に答申し、

知事名にて各市町長あて、固定資産税に係る土地の令和3年度提示平均価額を通知する旨を説明した。

また、令和3年度の税制改正において、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を踏まえ、地価上昇により固定資産税の負担が重くなる土地を対象に税額を据え置く特例措置の概要について情報提供を行い、審議会を閉会。